

ほっかいどう企業の森林づくりロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「ほっかいどう企業の森林づくり」ロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークとは、別図に掲げるシンボルマーク及びロゴタイプをいう。

(権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、北海道に属する。

(使用目的)

第4条 ロゴマークの使用については、「ほっかいどう企業の森林づくり」による企業等と連携した森林吸収源対策を推進し、森林整備等への理解促進と事業制度の普及PRを目的とするものであり、ロゴマークを使用する者の事業及びサービス等の内容などを保証するものではない。

(使用対象者)

第5条 ロゴマークの使用対象者は、「ほっかいどう企業の森林づくり」事業の協定を締結し、道内民有林の整備を行う企業・団体（以下「企業等」という。）及び森林所有者とする。
2 そのほか、北海道が適当と認める者を使用対象者とする。

(遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用方法は、この規程に定めるもののほか、別添「「ほっかいどう企業の森林づくり」ロゴ仕様マニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとし、これらの規定に従って使用すること。
- (2) ロゴマークは定められたパターンからデザインを選択するものとし、その一部のみの使用や、定められた余白を設けずに他の図形や文字と組み合わせて使用しないこと。
- (3) ロゴマークを商品又は商品パッケージ等に使用する場合は、ロゴマークが商品名として消費者に誤認されないようなデザインとすること。

(使用手続)

第7条 ロゴマークを使用しようとする者は、北海道水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課ホームページ「ほっかいどう企業の森林づくり」のロゴマーク使用届出フォームより、使用開始希望日の2週間前までに北海道へロゴマークの使用について届出しなければならない。
ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 北海道が使用する場合。
- (2) 報道機関が報道のために使用する場合。

2 ロゴマーク使用届出者が届出内容を変更しようとする場合は、その都度、北海道に変更を申し出なければならない。

(確認及び通知)

第8条 北海道は、第7条の規定による届出を受けたときは、速やかにその内容を確認し、使用開始希望日の前日までに、ロゴマークデータの解凍パスワードをロゴマーク使用届出者に送信するものとする。

2 前項の規定によりロゴマークデータの解凍パスワードを受信したロゴマーク使用届出者は、使用開始希望日からロゴマークを無償で使用することができる。

3 ロゴマーク使用届出者は、使用開始後に、ロゴマークの使用状況を写真等により北海道に報告するものとする。

(使用の方法)

第9条 ロゴマークは、森林吸収源対策推進のための森林整備等への理解促進と、事業制度の普及PRを目的に使用するものとする。

(使用の制限)

第10条 ロゴマークの使用目的又は使用・表示方法が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、これらを使用できないものとする。

- (1) 北海道、「ほっかいどう企業の森林づくり」、またはその協定締結者(企業等及び森林所有者等)の信用、品位やイメージを損なうと認められる場合。
- (2) 使用者固有の商標であるとの誤解を与えると認められる場合。
- (3) 消費者の利益を害すると認められる場合。
- (4) 特定の政治的、思想的又は宗教的活動に利用されると認められる場合。
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる場合。
- (6) 本規程及びマニュアルに適合していないと認められる場合。
- (7) 前各号のほか、北海道が適当でないとした場合。

(不適正な使用に対する措置)

第11条 北海道は、この規程に定める事項に違反してロゴマークを使用している者に対し、使用方法の遵守や使用の停止を求めることができる。

2 前項の規定により、ロゴマークの使用方法的遵守や使用の停止を求められた者は、速やかにその指示に従わなければならない。

(経費等の負担)

第12条 北海道は、この規程による使用許諾の申請に要した費用および使用の実施に係る経費または役務を負担しない。

(事故、苦情等の処理)

第13条 ロゴマークの使用に関する問題が生じた場合、現に使用している者又は使用していた者が速やかに対処する責任を負い、北海道は一切の責を負わない。

(その他の事項)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附則（令和 4 年 12 月 12 日付け森活第 805 号）

この規程は、令和 4 年 12 月 12 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正する。

別図

横組み 1



shinrindukuri_logo_4_color

shinrindukuri_logo_4_gray

shinrindukuri_logo_4_black

横組み 2

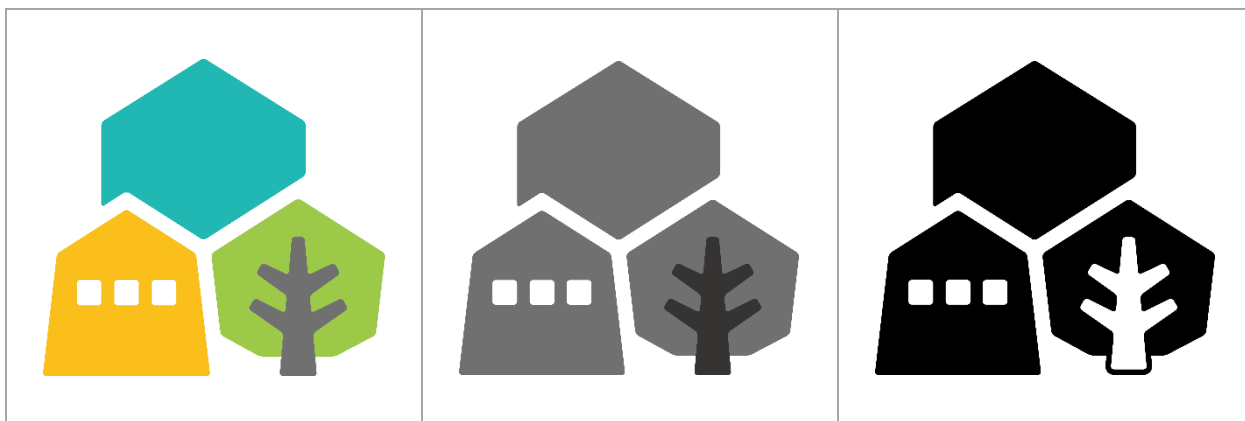


shinrindukuri_logo_6_color

shinrindukuri_logo_6_gray

shinrindukuri_logo_6_black

シンボルマーク



shinrindukuri_logo_1_color

shinrindukuri_logo_1_gray

shinrindukuri_logo_1_black

ロゴタイプ横



shinrindukuri_logo_2_color

shinrindukuri_logo_2_gray

shinrindukuri_logo_2_black

縦組み



shinrindukuri_logo_8_color

shinrindukuri_logo_8_gray

shinrindukuri_logo_8_black

ロゴタイプ縦



shinrindukuri_logo_10_color

shinrindukuri_logo_10_gray

shinrindukuri_logo_10_black